

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者の移動を支援し、交通事故の減少を図るため、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条に規定する運転免許をいう。
- (2) 運転免許証 法第92条第1項に規定する運転免許証であって、法第92条の2に規定する有効期間内のものをいう。
- (3) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 自主返納時に満65歳以上(満64歳の者で、法第92条の2に規定する有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から前日までに自主返納をした者を含む。)の者
- (2) 自主返納してから6か月を経過していない者

(支援内容)

第4条 支援事業の内容は、路線バス等の回数乗車券等を交付することにより行うものとする。

2 前項の回数券の交付額は2万円とする。

3 支援事業は、対象者1人につき1回を限度とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する取消通知書の写しを添えて、かすみがうら市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(支援の決定)

第 6 条 会長は、前条の申請があったときは、必要な事項を確認のうえ支援の可否を決定し、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書(様式第 2 号)により、その旨を申請者に通知する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 9 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。